

平成26年10月22日

会員各位

公益社団法人 全日本病院協会
会長 西澤 寛俊

**「平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成26年度調査）」
実施に関する協力依頼について**

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は本会事業運営につき、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会（以下、中医協）における、診療報酬改定結果検証部会のもと、平成26年度の診療報酬改定による影響等を検証するために、別紙概要のとおり、6件の特別調査が実施されることになりました。

各調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

各調査において、調査の対象となった各会員の皆様におかれましては、ご多用の折、大変恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、各調査は、厚生労働省が委託した業者により、調査対象施設に対して、後日、調査票が送付されることを申し添えます。

敬具

診療報酬改定結果検証部会が平成26年度に実施する 平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の概要

1. 件名

平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成26年度調査）

2. 調査目的

中央社会保険医療協議会（以下、中医協）における診療報酬改定結果検証部会のもと、平成26年度の診療報酬改定による影響等を検証するために特別調査（平成26年度調査）を実施し、平成26年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

3. 調査の概要

本調査における調査種類及び調査概要は次のとおりである。

（1）同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査

①業務の概要

平成26年度診療報酬改定において、在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療を推進するため、保険診療の運用上、不適切と考えられる事例への対策を進める観点から、訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護及び在宅薬剤管理指導業務に対する評価について見直しを行った。

これらを踏まえ、在宅医療等の実施状況について調査を行う。

②調査対象及び調査客体

【医療機関調査】

- ・ 全国の保険医療機関のうち、無作為抽出した在宅療養支援診療所 1,500 施設、在宅療養支援病院 500 施設、在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料の届出を行っている診療所 500 施設程度。

【訪問看護調査】

- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費、訪問看護基本療養費Ⅱ、精神科訪問看護基本療養費Ⅲを算定している訪問看護ステーション 1,000 事業所程度。
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料または精神科訪問看護・指導料を算定している保険医療機関 1,000 施設程度。

【歯科医療機関調査】

- ・ 在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている歯科診療所 2,000 施設程度。

【薬局調査】

- ・在宅患者調剤加算の届出を行っている保険薬局 1,000 施設程度。

【集合住宅調査】

- ・特定施設等 2,000 施設程度。

③スケジュール

8 月中～下旬 調査票発送済み

(2) 機能強化型訪問看護ステーションの実態と訪問看護の実施状況調査

①業務の概要

平成 26 年度診療報酬改定において、在宅医療を推進するため、24 時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れや居宅介護支援事業所の設置等の機能の高い訪問看護ステーションの評価、褥瘡対策の明確化、及び、精神疾患患者の地域移行と定着に向けた取り組み等、さらなる在宅医療の推進と訪問看護の充実を図ることを目的とした各種の評価が行われた。

これらを踏まえ、その効果を検証するために、機能強化型訪問看護ステーションの実態、訪問看護の実施状況や介護保険との連携状況、訪問看護を利用する患者の状態、意識等についての調査を行う。

②調査対象及び調査客体（予定）

【訪問看護ステーション調査】

- ・機能強化型訪問看護管理療養費の届出事業所（悉皆）、日本精神科看護協会の会員で精神科訪問看護を実施している事業所（悉皆）、前記以外の訪問看護ステーション約 1,000 事業所（抽出）の計約 1,300 事業所。

【利用者調査】

- ・上記訪問看護ステーションにおいて、医療保険による訪問看護を利用している利用者。事業所ごとに 4 名抽出する。

③スケジュール（予定）

10 月 24 日以降 調査票順次発送予定

(3) 適切な向精神薬使用の推進や精神疾患患者の地域移行と地域定着の推進等を含む精神医療の実施状況調査

①業務の概要

平成 26 年度診療報酬改定において、精神科急性期病床における平均在院日数の短縮を図る観点から医師を重点的に配置した場合の評価など、精神病床の機能分化を進める取組に対して評価が行われるとともに、精神疾患患者の地域生活への移行や地域定着を促進する観点から多職種チームによる在宅医療についての評価が行

われた。

また、諸外国と比較して向精神薬の処方剤数が多いことが課題となっていることを踏まえ、向精神薬の適切な処方について見直しが行われた。

これらを踏まえ、精神疾患患者の急性期病床での受入状況、精神疾患患者の地域への移行状況や向精神薬の使用状況等について調査を行う。

②調査対象及び調査客体（予定）

【施設調査】

- ・精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料の届出を行っている病院（悉皆予定）。
- ・上記以外の精神病棟入院基本料の届出を行っている病院の中から無作為抽出した病院。

【病棟調査】

- ・施設調査の対象施設における、精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神療養病棟入院料、精神病棟入院基本料を算定している病棟。

【患者調査】

- ・病棟調査の対象病棟のうち、精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神療養病棟入院料の各病棟に入院している患者。1施設につき病棟種別ごとに5名を予定（無作為抽出）。
- ・調査日に上記①施設調査の対象施設の精神科を受診した外来患者。1施設につき最大4名を予定（無作為抽出）。

③スケジュール（予定）

11月以降 調査票発送予定

（4）救急医療管理加算等の見直しによる影響や精神疾患患者の救急受入を含む救急医療の実施状況調査

①業務の概要

平成26年度診療報酬改定における、救急医療管理加算の算定基準の明確化や新生児の退院調整についての評価、精神疾患等を有する救急患者の受入の評価等が、救急医療の充実・強化に与えた影響を調べるため、これらに関連した入院料等を算定している保険医療機関における診療体制、診療内容及び患者の状況などについて調査を行う。

②調査対象及び調査客体（予定）

- ・救命救急入院料、新生児特定集中治療室退院調整加算、小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、総合入院体制加算の届出を行って

る病院（悉皆を予定）。

・救急医療管理加算、夜間休日救急搬送医学管理料の届出を行っている病院（抽出の予定）。

・上記合わせて1,000施設程度を予定。

③スケジュール（予定）

11月以降 調査票発送予定

（5）夜間の看護要員配置の評価や月平均夜勤時間72時間要件を満たさない場合の緩和措置による影響及びチーム医療の推進等を含む医療従事者の負担軽減措置の実施状況調査

①業務の概要

平成26年度診療報酬改定において、医療従事者の負担を軽減する観点から、手術や処置、内視鏡検査に係る休日・時間外・深夜の加算、看護補助者や医師事務作業補助者の配置に係る評価、病棟における薬剤業務に対する評価等について見直しが行われた。一方、看護職員の確保が困難な医療機関に対して、看護職員の月平均夜勤時間72時間要件を満たせない場合の緩和措置が拡大された。

これらを踏まえ、その影響を検証するために、関連した加算等を算定している保険医療機関における診療体制やチーム医療の実施状況等について調査を行う。

②調査対象及び調査客体（予定）

【施設調査】

・病院勤務医等の負担の軽減及び処遇の改善等を要件とする診療報酬項目（例；総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、医師事務作業補助体制加算等）を算定している病院、またはチーム医療に関する診療報酬項目（例；病棟薬剤業務実施加算等）を算定している病院の中から無作為抽出した病院1,000施設程度。

【医師調査】

・施設調査の対象施設のうち、内科、外科、小児科、産科・産婦人科、救急科（部門）を対象とし、各診療科につき診療科責任者1名、その他の医師1名（当該施設・診療科に2年を超えて勤務している医師）の計2名、1施設につき最大10名を調査対象とする。

【看護職員調査】

・施設調査の対象施設において無作為抽出した4病棟を対象とする。特定入院料を算定している病棟があれば当該病棟の中から1病棟を対象とする。対象病棟の看護師長1名、同じ病棟に2年を超えて勤務している看護職員1病棟につき2名（看護師長を除く）、1施設につき最大12名を調査対象とする。

【薬剤師調査】

- ・施設調査の対象施設における薬剤部責任者1名を対象とする（薬剤部責任者票）。また、施設調査の対象施設において無作為抽出した4病棟を対象とする（病棟票）。病棟薬剤業務を実施している療養病棟または精神病棟があれば当該病棟の中から1病棟、病棟薬剤業務を実施している特定入院料を算定している病棟があれば当該病棟の中から1病棟を抽出し、調査対象病棟とする。

③スケジュール（予定）

11月以降 調査票発送予定

（6）後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

①業務の概要

平成26年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方の記載された処方せんの受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査を行う。

②調査対象及び調査客体（予定）

【保険薬局調査】

- ・全国の保険薬局のうち、無作為抽出した1,500施設を調査対象とする。

【診療所調査】

- ・保険医療機関うち、無作為抽出した一般診療所2,000施設を調査対象とする。

【病院調査】

- ・保険医療機関のうち、無作為抽出した病院1,500施設を調査対象とする。

【医師調査】

- ・病院調査の対象施設で外来診療を担当する医師を本調査の対象とする。1施設につき診療科の異なる医師2名を調査対象とする。

【患者調査】

- ・保険薬局調査の対象施設に調査日に来局した患者を1施設につき2名を対象とする。

③スケジュール（予定）

10月21日以降 調査票順次発送予定

4. 調査委託業者

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社